

一般社団法人 日本作業療法士協会
平成 25 年度 定時社員総会
議 事 録

期 日：平成 25 年 5 月 25 日（土）
会 場：日本教育会館 3 階 一ツ橋ホール
〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2

議長団の選出

議 長：谷川正浩（NTT 東日本 伊豆病院）

副 議 長：長倉寿子（関西総合リハビリテーション専門学校）

【会長あいさつ】

- ・昨年 5 月の社員総会で皆様から承認を受けた協会活動について、理事はじめ部員一同一生懸命取り組んできた。今日はその結果をご披露する。審議をよろしくお願ひしたい。

書 記 任 命：吉井みつ子（有限会社パルワード）
土屋美枝子（有限会社パルワード）

第 3 号議案 役員選任の件

議 長：今回は—役員選任の選任投票があるため、まず第 3 号議案より審議を始める。
伊藤選挙管理委員長：役員候補者と選任投票の手順説明。

投票用紙記入及び投票後、別室にて開票、集計作業に入る。
開票結果が出るまで、3 号議案を保留とする

第 1 号議案 平成 24 年度事業報告書承認の件

会 長：実は会計のところでは不手際があった。総会議案書の財務諸表の作成を会計事務所にお願ひしたのだが、事務局と財務と会計事務所とで最終的な確認をした際に漏れがあり、皆様に大変ご迷惑をかけた。これについては理事会の責任だが、会長として財務担当、事務局には厳しく注意した。大変申し訳なかった。詳細については、また財務担当の香山理事から説明させていただく。

平成 24 年度事業報告・説明
議案書 P4～P35

《質疑応答》

〈質問〉横田剛氏（新潟）

- ・ 9 ページの協会組織体制等に関する報告で、重点事項の取組みとして、災害対策、生活行為向上、認知症に関する部署が設置されている。他方、地域包括ケアシステムへの取組みがとても大きな課題であるという話を機関誌等でも伺っているが、それに関する部署はどのようなのだろうか。この中のどのあたりに入るのか、別立てではなく、包括して関連して取り組んでいると考えてもよろしいのだろうか。

〈応答〉会長

- ・ 国が 2025 年のプランということで地域包括ケアシステムを出したが、その中

身は実はまだ全くなく、フレームをつくっただけというところだ。その中にはリハビリテーションという言葉が表立って書かれていないので、危機感をもっている。そこでリハビリテーション三協会協議会、リハビリテーション医療関連団体協議会では、何とかあの中にリハビリテーションを位置づけていきたいというところで活動している。作業療法士の切り口としては生活行為向上マネジメントや認知症に対するアプローチということで位置づけている。ご質問に対しては、包括的にやっているとご理解いただけたらありがたい。

〈質問〉 佐藤孝臣氏（大分）

- ・先ほどの質問に関連するが、地域包括ケアシステムの中で、大分では地域ケア会議が始まっている。そのアドバイザーとして大分の県士会でも相当数の人数を要する状態だ。たとえば、介護保険の軽度者が相互支援事業として市町村に行ったときに、地域ケア会議の義務化ということになってくると、第6期の介護保険のときにアドバイザーの養成が急務になってくる。そのときに、当協会としてアドバイザーの育成、これはもちろん都道府県でやっていかないとけないことかもしれないが、その辺をどのようにお考えか、お聞かせ願いたい。

〈応答〉 会長

- ・おっしゃるとおりだ。平成25年度の活動の中で、それらも含めてやっていこうということにしている。その中でお話したい。協会としても積極的に取り組んでいく。

〈質問〉 松木信氏（山形）

- ・議案書の6ページにある認知症初期集中支援チーム対応プロジェクトは具体的にどのような活動、事業を行っていくのか。また、6～7ページにある「特別支援教育の参画に向けて」に関連して、全国的に自治体の教育委員会から登用を求められている士会があるのか。その中で具体的に「認知症初期集中支援チームにおけるような作業療法士の役割」のような対応のあり方について具体的な方針があるのか、お聞きしたい。

〈応答〉 香山理事

- ・認知症初期集中支援チーム対応プロジェクトは、正式には平成25年度からの設置となっているが、実質的には平成24年度の途中から始動している。平成25年度の事業計画を、協会ホームページと総会配布資料①の11ページに載せているが、これを前倒しする形で平成24年度からすでに一部開始している次第だ。そのように読んでいただければありがたい。事業計画のまず1点目は「会員や関係者への普及啓発を進めるための都道府県士会等への普及研修の実施」であるが、これは平成24年度は1回、都道府県の皆様にもご案内申し上げ、東京で開催した。2点目は「モデル事業を展開する自治体への介入・調査の実施」で、モデル事業を平成25年度は10ヵ所ほど展開することになっている。24年度は3ヵ所実施したが、そこへの介入をしている。そして3点目は「現在、地域包括支援センター等各自自治体で勤務している作業療法士の実務状況の実態調査及び今後の作業療法士配置促進に向けた検討」をすることになっている。これもプロジェクトの中に市町村、地域包括支援センターで仕事をされている

方々に入っただき、現実的にどのようにやっていくかを検討する予定でいる。そして4点目として、「認知症初期集中支援チームにおける作業療法士の役割の明確化」等がある。初期集中支援チームで求められている作業療法士の役割に「評価」と「支援」があるので、その「評価と支援ツールの標準化に向けた検討」を行うという大きな流れがあり、これが計画では平成26年、27年まで継続する予定になっている。

〈応答〉三澤制度対策副部長

- ・特別支援教育に関しては、昨年度より文部科学省（初等中等教育局特別支援教育課）に特別支援学校等における専門家の配置等に関する要望書をリハビリテーション3協会より提出している。その関係で、直接文部科学省より平成25年度の特別支援学校機能強化モデル事業を（12地域を対象とし、各県下の教育委員会からの手上げ方式）実施するため、リハビリテーション3協会に対して協力の要請があった。リハビリテーション3協会を代表し、当協会が調整役を担当することになった。特別支援教育に関する参画状況は、各都道府県別にみても地域間格差があり、参画できる人材も不足しているという現状から早急に人材を育成する必要もあり、各県士会との連携も重要と考えている。すでに栃木県、山梨県、まだ正式な依頼ではないが熊本県等、に対し調整の依頼がきている。また、栃木県士会では、早急に組織委員会を立ち上げ、対応しているという報告も受けている。これらを踏まえ、平成25年度は、できるだけ士会組織と連携をとり、モデルになるような事例を提示しながら、早急に人材育成等の事業にも取り組む予定である。協会としては5・5計画の中にもしっかりと位置づけて、教育と医療と福祉の連携というところで積極的に取り組むような計画を立てている。

〈応答〉会長

- ・少し補足する。7月末に協会・都道府県士会合同役職者研修会を行うが、その中で協会と士会がどういう役割を持ち、士会にはどのように具体的に動いていただきたいかということワークショップ形式で研修し、士会に持って帰っていただくことになっている。よろしく願います。

〈質問〉松木氏

- ・認知症初期集中支援チームでは作業療法士の役割が明確に打ち出されているが、特別支援教育ではそれがなかったのも、今後きちんと整理していくべきかと思った。

〈応答〉荻原事務局長

- ・特別支援教育に関する補足をする。ご承知の方もおられると思うが、今まで文部科学省はいくつかの事業を横並びで実施していたが、それらを特別支援教育総合推進事業として実施しており、文部科学省は47都道府県全てを事業対象として指定している。先ほど三澤理事から説明があった、いくつかの県から協会に打診が来ているというのは、協会側の働きかけと、文部科学省が各県に対応していることが符合したのだと思う。この事業には2つの軸があり、1つは実践研究の実施・普及と、発達障害を含むすべての障害のある幼児、児童、生徒の支援のため、就学指導コーディネーターによる就学指導、就学相談の充実、あとは外部専門家、ここが県の教育委員会が協会に打診してきているところで、

外部専門家による巡回指導、また各種教員の研修が書かれているが、この部分で協会あるいは士会に打診がこれからも来るのではないか。

〈質問〉 大場耕一氏（茨城）

- ・ 7 ページの認定作業療法士・専門作業療法士に関して質問したい。理事の方も当然だが、県士会員としても、認定制度、専門制度に関する教育・研修は非常に中核的な試みと思うのだが、後半に書いてある「社会的な評価を上げるための」という文言に絡めて、先ごろ日本慢性期医療協会から、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士の上にキャリアアップするような形で「総合リハビリテーション療法士」という国家試験制度をつくるべきだという提言がなされた。それも大きなトピックスだと思うが、その中でメリットとして、その資格者のいる施設を診療報酬で評価していくという構想が示された。今後、認定作業療法士・専門作業療法士のコストメリットに関して、協会はどのように動いていくか、もし予定があれば伺いたい。

〈応答〉 会長

- ・ 「総合リハビリテーション療法士」については、協会に全く何の相談もなく、あのようなことが出てしまった。これについては基本的に反対する。たぶん厚生労働省も何も反応しないのではないかと考えている。5月31日に日本慢性期医療協会の会長にリハビリテーション3団体で正式にその意図を聞きに行くことになっている。私はグレーディングそのものはよいと考えている。新人と30年選手が同じであるはずがないし、その辺のグレーディングはあってしかるべきだと思っているが、それが「総合リハビリテーション療法士」では、どうもうまく行かないのではないかと思う。

認定作業療法士と専門作業療法士を社会的にどう認知させていくかということだが、1つは昨年から、医療広告ができるような資格にしたいということで取り組んできた。しかし、医療広告が可能となるためには試験制度を設けなければならない等様々なハードルがあり、それらをクリアしていくように準備をしている。

また、18の職能団体からなるチーム医療推進協議会というものがあり、その中で作業療法士だけでなく他職種と一緒にグレーディングの問題に取り組んでいる。作業療法士だけの問題ではないので、ほかの職種と連携しながら認めていただけるような働きかけをしているところだ。それと、協会が策定した「作業療法士教育の最低基準」の中にも認定作業療法士をしっかり位置づけ、昨年4月に創設したリハビリテーション教育評価機構による養成校の評価においても、作業療法学科の評価項目の中に「認定作業療法士」を入れている。そういう意味でいろんなところで認定作業療法士と専門作業療法士が少しでもおっしゃるようなメリットをもつ形になるように、働きかけていっている。最終的には診療報酬で加算されるようになったらいいと思っている。

〈質問〉 大場氏

- ・ 繰り返しになってしまうが、リハビリテーション3協会合同で動くような制度は今のところは白紙の状態か。

〈応答〉 会長

- ・それぞれ付け合わせてみるとバラバラだ。将来的にはそのように動かそうと思っているが、内容に非常に差があるので、そこを1つの枠の中におさめてから上に持っていくという手順になると思う。同じ認定でも、看護師の認定と当協会の認定ではカリキュラムが全然違う。その意味でほかの団体の様子も見ながらフレームをつくっていくことになる。

〈応答〉陣内教育部長

- ・医療広告についてだが、本年4月22日付けで「専門医の今後のあり方について」という報告書が厚生労働省から出されている。この中で、「今後の専門医の認定、医療広告については第三者機関を通じて行っていく」という方向性が示されている。したがって、教育部もそのあたりも横目で睨みながら進めてまいりたい。

第1号議案 可決（総会出席194名、賛成187名、反対0名、保留7名、過半数98）

第2号議案 平成24年度決算報告書承認及び監査報告の件

香山理事（財務担当）：報告に先立ち、議案書の財務諸表に誤りがあったのでご説明させていただくとともに、本総会に当協会の会計を担当している辻・本郷税理士法人の久保まゆみ氏を同席させていただくことを議長にご了解いただきたい。

議長：了解した。

香山理事：まず先に、今回の財務諸表の誤りに関して久保氏から説明をお願いしたい。

久保：今回、財務諸表に誤りがあり、中村会長、香山理事はじめ、会員の皆様には大変申し訳なく思っている。去年4月1日に法人移行をし、その変更等で今年の決算のほうに集中してしまい、去年の数字については事務局と連携して行うべきチェックが漏れていた。今後、会計ソフトをバージョンアップし、事務局とも密接に連携して、前期と当期の違い等のミスが出ないようにしたい。よろしく願います。

香山理事：今回の平成24年度の収支そのものには何ら間違いはないが、会員の方から、「貸借対照表の数値について」ご質問をいただいた（質問15：総会配布資料① p.29、協会ホームページにも掲載）。これで私どもも確認した結果、議案書37ページの「Ⅱ貸借対照表」の「前年度」の列の数値が平成23年度ではなく、そのさらに前年度（平成22年度）の数値が残ってしまっており、それをそのまま載せていたこと、41～42ページの「Ⅳ正味財産増減計算書」の中の「2.経常外増減の部」の数値が全く平成22年度のものであったことがわかり、大変ご迷惑をおかけした。そこで訂正し、改めて総会配布資料①の1～8ページ（協会ホームページでは「第2号議案」）を使い、ご説明申し上げたい。

平成24年度決算報告書・説明

配布資料1 1P～8P

《質疑応答》

〈質問〉辻善城氏（大阪）

- ・端的に言うと、お金が6億円余っているということだ。1億5,000万円ほど上乘せされているような感じで繰越金が上がっている。大阪府士会も一般社団になると、府士会の決算では今、1,100万円ほど繰り越しがあるが、それを会計士からは数年のうちに一旦公益事業で0にしろと言われていた。当協会のほうは、どのようにその6億円を資産運用する予定なのか。

〈応答〉香山理事

- ・基本的には同じ考え方だ。今までの貯まってきているお金を事業費で使っていくという計画になっている。今、一見今年度の収入に対してそれを支出しているように、この会計上は見えているが、実際はこれまで貯まってきたお金を一旦支出するという考え方でお金を使う計画になっている。

〈質問〉辻氏

- ・会員数の読み方だが、10%減で考えたら実は3.4%にとどまったということだが、結果的に収入は上がっている。辞めていく会員が減って、逆にうまく会にとどまるようになっており、会費収入が上がっているにもかかわらず、予算のほうでは組織率を低く見積もり、現会員数よりも少ない想定で収入が予算化されてしまっている。去年も指摘したが、そのような運営をすると、協会が様々な事業をやられて、皆さんよく頑張っておられると思う一方、数字上では自らを弱めていくようなことをやっている。なぜそのような予算の立て方になっているのかわからない。

〈応答〉香山理事

- ・非常に厳しく見積もっているということであり、甘く見積もることは難しいということが原則的な考え方になっていると思う。基本的に数年の結果を、先ほど説明させていただいた会員の正確な数字を出せるようになり、これが平成24年度の会計で初めてできた正確な数字ということになる。これを平成25年も、どのような動向になっていくかということを見定めて、改めて平成26年度の予算を立てるときに、かなり現実に近い収入予測を立てることが可能なのではないかと財務としては考えている。

もう1つ。一見余ってきているように見えるお金を使って、どのような中長期的予算計画を立て、それに基づいて協会の事業を展開していくかということは平成25年度の理事会の大きな仕事と考えており、来年度の総会ときには皆様にその方針をお示しすることができるのではないかと考えている。

〈質問〉辻氏

- ・配布資料①7ページ（IV.正味財産増減計算書）の「会費未納退会分」の当年度分が0円となっている。事前に質問した分にはご返答いただいたが（質疑応答16）、要は3月末時点で会員資格を喪失した者に関しては会費をとらないということか。0というのがよくわからない。本来ならば未収会費で、大阪府士会の場合で言えば「徴収不能金」として計上し、結局お金としてはとれなかったということになる。督促もかけたが、お金を払う意思なく消えていったので、ブラックリストに載せて、次に入会してきたときにお金をとろうかという算段でいるが、この0というのは、なぜ0になるのか、ちょっと教えていただきたい。

〈応答〉香山理事

- ・基本的に年度末をもって会員資格を喪失し、その年度の会員数には数えられなくなるので、その年度の会計上では未収金はないことになる。

〈質問〉辻氏

- ・その方が再度入会するときに、未納分の 12,000 円をとらずに、新たな入会金と年会費のみを払って入るという仕組みになっているのか。お金も払わずに辞めていった人がまた入るときに、協会はどうしておられるのか。

〈応答〉香山理事

- ・会員資格喪失後の再度入会も現実的には起こっている。

〈質問〉辻氏

- ・その場合には、お金をとるのか、とらないのか、それだけ確認させていただきたい。

〈応答〉香山理事

- ・再度入会の時には、それまでの未納分の会費を清算していただく形での取り扱いをしている。

〈質問〉辻氏

- ・そのお金は何になるのか。

〈応答〉香山理事

- ・会費収入になる。

〈質問〉辻氏

- ・そうではなくて、その余分な、未納分のお金。1年分の 12,000 円を払わないで辞めた場合、今度入るときに 12,000 円を上乗せして 24,000 円プラス入会金を払うことになる。この 24,000 円も入会金として計上されるということか。

〈応答〉香山理事

- ・会費収入となる。

〈質問〉辻氏

- ・会費収入は本来 12,000 円だが、それプラス 12,000 円も会費収入にするということか。1 会員で 24,000 円を会費収入とみなすということか。

〈応答〉香山理事

- ・そうだ。

〈質問〉辻氏

- ・わかりました。

古川監事：監査報告

配布資料 8P

第 2 号議案 可決（総会出席 195 名、賛成 189 名、反対 1 名、保留 5 名、過半数 98）

第 4 号議案 名誉会員承認の件

会 長：名誉会員承認の件・説明
議案書 P45

〈意見〉上島健氏（大阪）

- ・今年、学会が大阪で開かれるが、今年4月の中旬になっても学会のプログラム集が名誉会員の方に届いていないということがあった。協会側の責任で一括して発送等をされておられると思うが、名誉会員の方に対して今後失礼なことはないようお願いしたい。

第4号議案 可決（総会出席195名、賛成194名、反対0名、保留1名、過半数98名）

第5号議案 正会員の休会に関する規程承認の件

荻原事務局長：正会員の休会に関する規程承認の件・説明
議案書 P47～P49
配布資料① P13～P15

《質疑応答》

〈質問〉青木朗氏（長野）

- ・長野県作業療法士会でも、2年の会費滞納で退会になるという、協会とほぼ同じデザインの退会制度を先んじて導入していた。そのような厳しい自動退会を制度化するとなると、当然、休会制度が必要となると我々も考えていて、実はこれもほぼ同じデザインで協会に先駆けてやっていた。しかし各士会の休会制度と協会の休会制度が（上限の年数、休会の始期・終期、申請の期限等々に関して）異なると、休会の扱いが非常に複雑になり、今後問題になってくると思う。これは次の合同研修会の課題にもなってくると思う。生涯教育制度やそのポイントも連動しているところがあるので、この辺はなるべくすり合わせて、できれば1つの休会届を出したら、協会と士会が連携して同じように休会し、同じように復会できるようにするなどの整理をお願いしたい。

〈応答〉荻原事務局長

- ・貴重なご意見をいただいた。まさにそのとおりで、基本的に協会員イコール士会員という形で動いているという前提があるので、今のご指摘のとおり、明確なすり合わせをしないとずれてくる可能性がある。その点でのすり合わせをぜひ開始したい。よろしく願います。

〈質問〉名古屋和茂氏（神奈川）

- ・選択肢が増えて非常にありがたい制度だと思うが、権利の停止の4番目に、「作業療法士総合保障保険制度による賠償責任保険への加入ができない」とある。病欠、育休、介護などのために休会したとして、現場では例えば9月から働き始めるという可能性もあると思うのだが、Q&Aを見ても年度の途中で復会で

きる規定にはなっていない。その年度の終わりまでの間に事故等が起きるかもしれないのに賠償責任保険に加入できないということになってしまう。このことについてはどのように考えているのだろうか。

〈応答〉 荻原事務局長

- ・基本的に会費と連動しているのだが。

〈質問〉 名古屋氏

- ・協会としては休会ということだが、途中で現場に復帰する可能性は十分にある。現場に復帰しているにもかかわらず年度末までの間、協会としては休会扱いになると思うが、現場としては動いているわけなので、保障に加入できないというのはいかがなものか。

〈応答〉 荻原事務局長

- ・今のご意見を理事会に上程し、これが可能になるかどうかの確認と保険会社のほうの確認も含め、これに対しては具体的に対応したい。

〈質問〉 名古屋氏

- ・もしその規定が削除できないのであれば、復会の手続きができるような規定を加えることができないか。今の規定では年度末まで時が過ぎると自動的に復会する仕組みだが、自分の意志で、会費も払うので、途中でも復会を認めてくれという制度はできないかどうかも含めて考えていただきたい。

〈応答〉 荻原事務局長

- ・早速この総会後の直近の理事会で、その点の検討をしたい。経過あるいは結果をホームページあるいは機関誌でお知らせしたい。

〈質問〉 長尾徹氏（兵庫）

- ・確認だが、休会の期間が5回もしくは5年という規定だが、学校であれば在学期間が決まっているから、ある程度締め切りがあってもよいと思うが、協会の場合、20歳過ぎて入会してから60歳、ひょっとしたら80歳まで会員かもしれない。この間に起きる出産とか病気とか介護という問題が5年で片付くのかという心配があるので、最初から長めにとっておいたら理事会で審議し直す手間が省けると思う。

〈応答〉 荻原事務局長

- ・5回ということか、5年ということだろうか。

〈質問〉 長尾氏

- ・休会期間は1年度単位で最大5回ということは全部で5年。60年働くうちの5年しかとれないのか。最初から10年とか15年あってもよいのではないかと思うが。質問という形で発言しなければならないのであれば、なぜ5年にしたのかという質問にもなる。

〈応答〉 荻原事務局長

- ・根拠と言われると、この程度が妥当ということで考えていたことは確かだ。今のご意見を理事会でまた確認し、その上でどうするかを改めて公表するということでよろしいか。

〈質問〉 長尾氏

- ・そのように願います。

〈応答〉 荻原事務局長

- ・これについても審議の経過や結果はホームページあるいは機関誌でお伝えしたい。

〈質問〉 広野弘美氏（富山）

- ・富山県作業療法士会でも、休会のことについていろいろ問題になっていた。富山県士会には非常に女性会員が多く、育休のことが問題になっている。今回提案のあった規程では病気療養も対象となっているので非常にいいと思うが、実際の現場では事務的なことがとても煩雑になっているため、士会の総務と理事とで話した結果、休会は「なし」ということに最近したばかりだった。その理由は、各士会の概況調査を見たところ、休会制度がない士会がとても多かったため、それに合わせてしまったということなのだが。

〈応答〉 荻原事務局長

- ・先ほどのように「すり合わせの際に」ということになる。

〈質問〉 広野氏

- ・最近、県士会員に言ったばかりだったので、これは困ったなと思っている。

〈応答〉 荻原事務局長

- ・過去の総会で「休会制度を設けないのか」というご指摘を何回か受けてきたので、その点を踏まえて今回の提案に至ったのだが、この総会での審議の結果を受けた上で先ほどの意見、質問等、また各士会とのすり合わせをさせていただくということによろしいか。

〈質問〉 広野氏

- ・よろしく願います。

〈質問〉 坂上哲可氏（北海道）

- ・我々の士会でも、まさに今、休会規程を作成している最中で、大変参考にさせていただいている。そこで確認だが、第 8 条の復会と第 11 条の会員資格の喪失のところで、第 8 条は「休会中の正会員は、第 9 条に規定する休会延長若しくは第 10 条に規定する退会の手続きを行わない限り、翌年度から自動的に復会する」となっており、第 11 条は、同じような条件で、「第 4 条 2 号に規定する証明書を提出しなかった者は（…）資格を喪失し…」という書き方になっている。この条件の違いがどこにあるかが読み取れなかったため、ご説明いただければと思う。

〈応答〉 五百川規約委員長

- ・第 11 条「会員資格の喪失」は、第 4 条第 2 号に規定する証明書、つまり「休会理由の根拠となる、第三者による証明書」の提出がない場合は会員資格を喪失するという意味だ。本来、休会は申請書と併せてその証明書があり、この両方があって認められるということであり、その上で認められた期限までに再度延長や退会などの手続きをしなければ自動復会となる。しかし、第三者による証明書が申請時点でそろわない場合もあるだろうということも想定して、Q&Aにも書いたが、当該休会期間中の、次年度の申請をする期限までに第三者による証明書を提出すれば認められるが、それがなければ退会（つまり会員資格

喪失)となるという規定だ。

〈質問〉坂上氏

- ・休会中ということは、一度休会をされているから、少なくとも第4条2号に関する証明書は、この方は一度出されているわけか。

〈応答〉五百川規約委員長

- ・本来であれば出すということになる。ただ、様々な理由で出されない場合、つまり保留という形での休会が状況としてはあるだろう、そのような場合は期間の中で出されれば休会として認めたいという意図が入っている。

〈質問〉坂上氏

- ・では第8条は、すでに証明書が出ている方々を対象とした条文ということになるか。

〈応答〉五百川規約委員長

- ・そのような表記だ。

〈応答〉荻原事務局長

- ・少なくとも、この休会規程等、会員や会費に関する規程については、総会の承認をいただくことになっている。先ほどのご質問等との兼ね合いを含めて、本日の総会が、まずこの規程でやってみようという判断をするのか、それとも今のご意見あるいはご質問の内容、実情、先ほど代議員の方からご報告いただいた富山県士会の現状等を勘案して「待て」という判断をするのか。先ほどもお伝えしたが、過去の総会時に休会規程がないという規程の不備に関連のご意見をいただいていたので、その具体策として休会の規程を提案させていただいた。そういう経過の中で本日を迎えているが、ここで承認をいただくと、この案で動くことになる。

第5号議案 可決（総会出席 195名、賛成 115名、反対 31名、保留 49名、過半数 98）

【報告事項】 1.平成 25 年度事業計画及び予算

会 長：平成 25 年度事業計画・説明
議案書 P52～P65

香山理事：配布資料①9 ページ（平成 25 年度予算）と、先にお配りした議案書に掲載されている予算書との違いだが、予算書の「基本財産運用収入」で、議案書では 10,000 円と入れていたが、利息がつかなくなっている現実に合わせ、4,000 円に修正した。

平成 25 年度予算・説明
配布資料① P9

《質疑応答》

〈意見〉 今寺忠造氏（石川）

- ・日頃より日本作業療法士協会の役員の皆様には多大なるご尽力を賜り、感謝申し上げます。昨年から心配していた WFOT 大会について、先ほど会長から「たくさんさんの演題が集まり、よい方向に動いている」という報告を聞き、大変うれしく思っている。議案書の平成 25 年度重点活動項目の中にも、「大会開催を利用して作業療法の啓発と普及を促進」とあるが、これはぜひやっていただきたい。大会は来年だが、今年 1 年も含め、具体的に全国の士会を巻き込んで作業療法を啓発していく戦略を立て、ぜひ実行していただきたい。

〈質問〉 三野泰幸氏（滋賀）

- ・3 月に滋賀県士会が一般社団法人を取得するにあたって会長に基調講演をお願いしたときに、認知症の初期集中支援チーム対応プロジェクトの最初のモデル事業が滋賀県の東近江で行われることを伺ったが、誰も聞いていないということで、県士会でも今問題になっている。東近江のどこに話が行っているのか、どの病院の誰に行っているのか、いまだに具体的に把握ができていない状況だ。先ほど「協会と士会で密に協力をしていく」と言われながらも、最初のモデル事業がそういう状況では、滋賀県士会が全く当てにされていないのかとも思わざるを得ない。一体これはいつから、どのように、具体的に当滋賀県士会のほうに連絡・報告をいただけるのだろうか。

〈応答〉 会長

- ・その節は大変お世話になり感謝申し上げます。滋賀と高浜でやるという情報は国の関係機関から流れてきたものだ。そこから先はどういう状況か、実は把握していない。滋賀県に行ってそういう話をしたら、全然聞いていないということだったので、それから先は詰めてはいないのだが、情報ソースは国で、国がモデル的にやっという話は聞いているが、どこでどうやってということは実は情報はあまり流れて来ていない。東京でやっているという 2~3 の情報は入っている。そこでは直接関与して、協会と士会が連携して動くような形で進めている。ほかの県士会でもそうだが、滋賀でそのように進むという連絡が入れば県士会にご連絡する。どういうことをしたらよいか、情報を共有して、いい成果が出るようにしてまいりたい。実際どうなるか、少し調べてご報告したい。

〈質問〉 三野氏

- ・具体的には何月くらいから動き始めるか、わかっておられるか。

〈応答〉 会長

- ・そういうタイムスケジュールは具体的につかんでいない。ただ、昨年、モデル事業をやるという話を国の関係機関の方から聞いたので、現実的に動いているところはあるのだと思っている。それも調べて報告する。

〈質問〉 三野氏

- ・よろしく願います。

〈質問〉 座小田孝安氏（福岡）

- ・予算のことで 1 点確認したいのは、選挙管理委員会の支出が前年度は 7 万 6,000

円で今年度は 650 万円くらいになっている。確かに今日、選挙はあったが、そんなにすごい額の差が、選挙管理委員の費用でかかるのか、その辺の内訳を聞かせていただきたい。

もう 1 点は、先ほども大阪の方が決算の質問をしていたが、未収金の処理の仕方が、どう考えてもおかしいのではないかと思う。会社だったら考えられない。それはまたメールか何かで質問させていただくが、今日は選挙管理委員会のことを願います。

〈応答〉 香山理事

- ・今年度、役員改選に当たり、選挙管理委員会が大きく使っているのはインターネット投票に関することだ。

〈質問〉 座小田氏

- ・それは前年度の費用ではないか。

〈応答〉 香山理事

- ・現実的に今年度の予算で支出する形になっている。それは前年度、実は選挙管理委員会のほうで予算をとっていなかったこともあり、今年度に支出する形になっており、それが一番大きなお金の支出になっている。

〈質問〉 座小田氏

- ・了解した。

〈質問〉 大黒一司氏（宮城）

- ・①今の質問に関連するが、インターネット投票の 11%が、果たして役員選出規程とか定款施行規則の中で参考意見として参考になるのか。やるのだったら、もう少し投票率を上げるような方法をとっていただきたい。もう 1 点、もしそれが 2 回、3 回と常に 10%前後であったら、これはあまりやらなくてもいいのではないかという意見だ。
- ・②それに関連して、役員選出規程を読んでいたら第 5 条第 2 項が、「社員総会における選任の際には、定款施行規則第 17 条に基づき」となっているが、これは 16 条の間違いではないか。定款施行規則を見ると、第 17 条は代表理事のことを書いているので、第 16 条ではないかと思う。もう 1 つ、同じく役員選出規程の 8 条も、「役員候補選挙は定款施行規則第 17 条第 3 項に基づき」とあるが、これも第 16 条の間違いではないかと思っている。確認をお願いしたい。平成 25 年 4 月 20 日時点の役員選出規程だが。ホームページからダウンロードしたものだ。

〈応答〉 香山理事

- ・①役員候補者選挙のインターネット投票に関しては理事会でも同じように議論している。今後、投票率を上げるための工夫は必要であると認識しているところだ。ただ、この制度を実施している背景には、代議員制度になって、会員の意思を表明する機会をなくしてしまうことはよろしくないという意見があり、会員の意思を表明する機会として認識しており、この制度を残して、さらに充実させていくという方向性で検討すべきではないかと思っている次第だ。

〈質問〉 大黒氏

- ・予算もたくさん使っているようだ。ぜひお願いしたい。

〈応答〉 荻原事務局長

- ・②についてだが、お手元の施行規則の規程の日付を教えてください。

〈質問〉 大黒氏

- ・平成 25 年 4 月 20 日だ。

〈応答〉 荻原事務局長

- ・現在、定款施行規則は平成 25 年 4 月 20 日の段階になっており、今のご指摘の部分については「16 条ではないか」ということだったが、4 月 20 日時点の定款施行規則では 17 条になっているので、整合性はある。よろしいだろうか。

〈質問〉 大黒氏

- ・了解した。

〈質問〉 松木信氏（山形）

- ・①議案書の 52 ページの 3 の 1) に、「作業を用いた包括ケアマネジメントモデル」とあるが、この包括ケアマネジメントモデルというのは、生活行為向上マネジメントと置き換えてよいのかどうか。
- ・②それから 7 の「法人の管理と運営における取組み」の「1) 代議員制導入以後の都道府県士会との情報交換の仕組みを整備」と書いてあるが、この都道府県士会との情報交換の仕組みの整備とはどのようなことを考えているのか。これは意見にもなるが、日本作業療法士協会と県士会というのは全く別個の組織であることは何回も聞いている。その関連団体として都道府県作業療法士会連絡協議会というものがある。その連絡協議会との連携を強化する、あるいは連絡協議会を通していろいろなことをやっていく、当然お金もということになるかと思うが、そのようなことは考えておられるのかどうか、その辺をお願いする。

〈応答〉 会長

- ・①については、具体的には生活行為向上マネジメントのことを考えている。
- ・②士会との連携というところだが、連絡協議会もある、各士会もある、両方のチャンネルをうまく活用しながら実践していきたい。先ほどから出ているように、認知症初期集中支援チームもモデル的に始まる。各士会と連携してやっていかなければいけないところが多分出てくる。特別支援教育に至っては各県で動くということになる。その県が応えられなかった場合は、協会の立場、視点で支援をしたいと思っている。具体的には、隣の県にそういうことができる方がおられたら、その人に動いていただき、該当県士会に協力していただく等、いろいろなアイデアがあると思う。そういうことで具体的に連携していきたいと考えている。

〈質問〉 松木氏

- ・各士会も組織的にかかなり大きくなっており、特に法人化されているところでは、県のほうからこういうことに参画していただけないか等の要望がたくさんある。その時に協会とのパイプがないと、なかなか県士会だけでは動けないというところがあったので、よろしく願います。

〈応答〉 会長

- ・協会に士会担当理事も置いているので、ぜひ活用していただきたい。

[報告事項] 2.その他 第50回日本作業療法学会(2016年)学会長

会 長：第50回日本作業療法学会（2016年）学会長を清水兼悦さんに、よろしくお
願いしたい。

（ 拍 手 ）

[報告事項] 3.その他

平成24年度認定作業療法士及び専門作業療法士の認定結果の報告

陣内教育部長：認定作業療法士認定結果報告
専門作業療法士認定結果報告

第3号議案 役員選任の件

伊藤選挙管理委員長：役員選任投票結果報告

理事候補	中村春基	賛成 191	反対 1
	土井勝幸	賛成 184	反対 4
	東 祐二	賛成 179	反対 10
	荻原喜茂	賛成 177	反対 9
	小林正義	賛成 176	反対 9
	陣内大輔	賛成 175	反対 13
	宇田 薫	賛成 170	反対 18
	山本伸一	賛成 169	反対 19
	三澤一登	賛成 169	反対 16
	小林 毅	賛成 168	反対 22
	香山明美	賛成 166	反対 23
	谷 隆博	賛成 166	反対 19
	清水順市	賛成 160	反対 20
	小川敬之	賛成 160	反対 27
	大庭潤平	賛成 160	反対 27
	藤井浩美	賛成 157	反対 29
	森 功一	賛成 155	反対 30
	荊山和生	賛成 154	反対 28
	山根 寛	賛成 153	反対 36
	高島千敬	賛成 150	反対 35
	宮口英樹	賛成 144	反対 41
	清水兼悦	賛成 115	反対 65
	坂井一也	賛成 112	反対 70

	小山内隆生	賛成 95	反対 84
監事候補	古川 宏	賛成 186	反対 1
	長尾哲男	賛成 178	反対 6
	早川宏子	賛成 176	反対 10

賛成票の多い順より最大定数に至るまでが役員となる形になっている。

議 長：投票の結果は以上だ。定款第 20 条第 3 項により上位 21 名が理事として選任された。監事の投票結果も報告のあったとおり、定款第 20 条第 3 項により 3 名が監事として選任された。

拍手で新しい役員の方の承認をお願いします。

(拍 手)